

岩手県告示第791号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成24年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 陸前高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業 高田西地区
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 陸前高田市高田町字栃ヶ沢の一部、字鳴石の一部、竹駒町字相川の一部
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成24年11月20日から平成27年3月31日まで